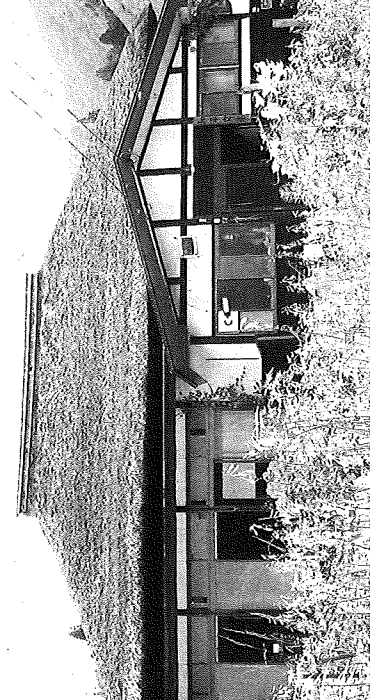


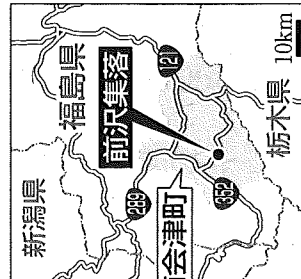
作家の立松和平さんが六十二歳の若さで二〇一〇年二月に亡くなってから七年半がたつ。旅と農民を愛した和平さんは、とりわけ福島県南会津町の茅葺き曲がり家の集落、前沢集落がお気に入りです。よく通った。今、集落には和平さんの全著作や映像資料を集めた「立松和平文庫」がある。風の音、鳥の声だけを聞きながら、一日、和平ワールドに浸ることができる。

文庫を運営しているのは小勝政一さん(ま)。旧館岩村の役場勤めをしていた三十数年前、取材で訪れた和平さんと

# 愛した山村



●茅葺き屋根の立松和平文庫  
○立松さんの写真と小勝さん=いずれも福島県南会津町で



勝さんが最も好きなのは「おじいさんの机」という題の絵本。都会に引っ越した少年の元へ、田舎に残った祖父から不思議な机が送られてくる。引き出しを開けると、懐かしい山嵐の音が流れ、祖父が

# 東北 復興日記

宮城県南端の丸森町に「筆甫」と書いてひっぱと読む地区があります。標高五百前後の山々に囲まれた中山間地で、その特有の気候から生まれたくそ大根「写真」は、町民のソウルフードです。冬場の大根が最も甘くなる時期に輪切りにしたあと、塩と可



一般社団法人  
Ikizumi代表理事  
齋藤由布子さん

辛くて又ジッぱい夏場にも、へそ大根があれば甘くて癒心のある大根料理を楽しめます。

ところが近年、東京電力福島第一原発事故の影響から人口流出と高齢化に拍車がかかり、へそ大根の作り手は減る一方。さらに住民の数より多いとされるイノシシによる農作物への被害が深刻化しており、生産量も激減しています。「ひっぱのへそ大根生産組合」事務局長を務める吉沢武志さんは「へそ大根の生産者たち」として

▶▶▶ 224

## 日々論々

共謀罪の議論でも特定秘密保護法ができる時にも、報道機関の取材が制約を受けるといふ言い方がされた。あるいは最近では、国の省庁や自治体が、記者が庁舎内を歩き回ることを嫌い、さまざまな制約を課している。その際にもメディア側が、取材が自由にできないと国民の「知る権利」が十分に果たし得ないなどと抗議するのが一般的だ。しかし公権力側は、どうも報道機関の取材行為について、それほど大事に思っていない節がある。あるいは読者・視聴者からも、取材だから何でも許されるとみられるよ

うなメディアの態様には、不信感や抵抗感が表明されることが少なくない。ではいったい、報道機関側と公権力や一般市民の間の溝はどこから生まれるのか。  
ここにいう取材の自由とか知る権利について、戦後の日本でも、当初から当たり前のように理解されていたものではなかった。一九五八年になつてようやく、最高裁は「新聞が真実を報道することは、憲法二条の認める表現の自由」に属し、またそのための取材活動も認められなければなら

ない」と判示するに至る。それから十一年を経て「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するものである」と宣言した。  
しかしそれでもなお、「報道のための取材の自由も、憲法二条の精神に照らし、十

に、むしろ制限するのが当然」との認識が広まってきている。その結果が、昨今の美術館の作品撤去などにも現れている。  
こうした司法の態度の反映として、政治家は記者会見がサードであると言いつけ、官公庁の行政文書は大臣の意向で恣意的に情報隠しを行つことすらもできると思

っている。  
こうした状況からすると、まずは収集と発表は裏表一体であつて、報道の自由と取材の自由の間には上下関係はなく、等しく表現の自由の保障のもとにあることが明示的に認められる必要がある。その上立つて、公的機関には説明義務が法的に存在し、それに基づき、記者会見を含む情

# 取材なければ報道なし

分尊重に値する」として、収集・発表・頒布という情報流通過程で、発表段階の報道に比べ、収集段階の取材については一段下に置いていた。さらに頒布段階においては、青年の保護などを理由に映画の視聴や有害図書規制のよう

### 取材の自由巡る 最近のトピック

- 2017・2・27 経済産業省がすべての執務室を施設し、記者の入室は全面禁止で取材は執務室外の会議室を使用し、取材対応は課長・室長以上の管理職に限定、メモをとる職員の同席させ、内容は広報室に伝達、というルールを実施。その後、4度にわたる記者クラブ(報道機関23社で構成する経済産業記者会)の制限撤回要望に応えず、4月 横浜市が情報漏えいの恐れがあるとして、新庁舎では職員用と記者用のトイレを別にすることを検討していることか判明し、批判を受けて撤回
- 5・1 外務省は報道機関
- 7・20 沖縄防衛局は県政記者クラブ加盟社宛に、大浦湾の海中サンゴと米軍北部訓練場内でのオオスブレイの写真を、沖縄県紙2紙が掲載したことに対し、立ち入り制限区域内での不法な撮影と思われるとして抗議文書を提出
- 7・25 最高裁が、放送用の映像を訴訟に提出するよう求めた遺族側の特別抗告を棄却。番組制作会社が警察を取材中に撮影。未放送分の映像に対し鹿児島地裁は「高い証拠価値がある」として、映像を評価していた鹿児島地裁に提出を命じた。福岡高裁宮崎支部は取り消しの決定をしていた

# 見張り塔から

メディアの今



専修大教授・山田健太さん

## 取材の自由